

徳島市地震・津波対策行動計画（案）に係るパブリックコメント手続の意見取扱結果

意見募集期間 : 平成25年3月18日から平成25年4月16日まで

提出意見者数 : 3人

提出意見数 : 19件

計画（案）の修正 : 提出いただいた御意見に対する市の考え方は別紙のとおりであり、今回、御意見に基づく修正はありません。

なお、御意見につきましては、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

提出された意見の概要と市の考え方

基本 目標	基本 方針	No.	意見の概要	市の考え方
地震・津波から命を守る	住宅・建築物の倒壊から命を守る	1	<p>住宅・建築物の倒壊から命を守る 「地震時の強く長い揺れによる建築物の倒壊から命を守る対策の推進に努める。」とあるが、建物倒壊・家具転倒防止等は、阪神・淡路大震災の被害を教訓に言われてきた。従って、直下型の短い強い揺れも加えるべきでないか。</p>	<p>「強く長い揺れ」は「強く」かつ「長い」揺れという意味のほか、「あらゆる揺れ」に対してを表現しようとしたものです。 「短い強い揺れ」もこの表現に含まれると考えています。</p>
		2	<p>落下物の安全対策 地震時の避難路の安全対策で、窓ガラス、外壁タイル、吊天井の地震対策とあるが、吊天井が、体育館や集会場等の吊天井を示すものであれば建築物の地震対策になるのではないか。（市民の感覚としては、避難路は基本的には屋外を表すものと思われる。） アーケード等の地震対策も必要である。（建築物・工作物の地震対策）屋外の避難路の安全対策に、「自動販売機、屋外看板、空調設備の室外機」も対象にする。（固定の不十分なものも見受けられる。）その他、「対象となる建築物」とあるが具体的に建築年代で特定するのか。</p>	<p>吊天井は、御意見のとおり大規模空間を有する体育館や集会所の天井をイメージしております。 避難路の落下物安全対策で位置づけているのは空間が広いが故に、建物の外に出るまで長い経路があり、それも避難路とし、ここに表記しました。 また、御意見のようにアーケード等の地震対策あるいは落下物の安全対策として、自動販売機、屋外看板、空調設備の室外機も配慮した方がよいと考えますので、啓発用パンフレット作成時等に参考とさせていただきます。 また、対象となる建築物は築後年数と階数にて特定いたします。</p>
		3	<p>民間住宅等の耐震対策について 市の民間住宅の耐震改修事業は、木造住宅に限定されているが、地震による揺れは鉄骨住宅等でも同じなので、対策は鉄骨住宅等にも拡大してほしい。 また、老朽化したブロック塀の対策も優先して進めてほしい。</p>	<p>本市では住宅の耐震化率を平成27年度末までに90%以上とすることを目標としておりますが、阪神・淡路大震災で倒壊したほとんどの住宅が旧耐震基準で建てられた木造住宅だったことから、それら住宅の耐震診断費及び耐震改修工事費の助成を行っているところです。 旧耐震基準で建てられた木造以外の住宅に対する耐震化については、その啓発に努めているところです。 老朽化したブロック塀の対策として、簡易な診断方法を記載したパンフレットを戸別訪問した際に配布するなど啓発に努めております。また、4m未満の市道にブロック塀が面している場合、その改修工事が助成の対象となる狭あい道路整備事業を実施しております。</p>

基本 目標	基本 方針	No.	意見の概要	市の考え方
地震・津波から命を守る	津波避難対策により命を守る	4	津波避難場所への避難誘導標識板の整備 本市のLEDを利用したまちづくり推進とともに、防災安全からのLEDを活用した津波緊急避難路に蓄光型埋め込み式避難誘導灯の設置推進を検討してもらいたい。	本市では、昨年、徳島県が公表した「津波浸水想定」を踏まえ、津波避難場所の確保として津波避難ビルの指定拡充等を進めております。御意見は、今後、津波避難場所への避難誘導方法を検討する上での参考とさせていただきます。
		5	津波防災訓練の実施 地域住民と地域の事業所が協働して実施することもこれから地域貢献と併せて必要でないか。	津波避難ビルや防災協力事業所と地域住民が連携した訓練が実施できるよう推進してまいります。
		6	避難場所について 徳島市の場合、特に東部地域は、居住人口に比して津波避難ビル、小学校等の避難場所の合計数が大幅に不足していると思われる。地震の場合、収容しきれない恐れが大きいので、今後は、居住人口を勘案しながら計画的に整備し、また、その場所を市民に周知してもらいたい。 なお、津波避難ビルは、高齢者が階段を上がれない恐れがあるので、その対応や食糧等の備蓄も検討すべきでないか。	本市では、昨年、徳島県が公表した津波浸水想定により、本市の津波浸水区域がこれまでの想定より拡大したことから、津波避難ビルの指定拡充や高速道路のり面を利用した津波避難施設の整備等に取り組んでいますが、御意見を参考にさせていただき、引き続き避難場所の確保に努めたいと考えています。 避難場所の周知につきましては、現在、新たに指定した津波避難ビル等を市のホームページでお知らせしているほか、今年度作成し全戸・全事業所に配付予定の地震・津波防災マップにも掲載したいと考えています。 また、高齢者の方への対応や食糧等の備蓄につきましては、災害時要援護者避難支援プランや災害応急物資の備蓄の検討のほか、非常持ち出し品を啓発する上での参考とさせていただきます。
		7	歩行困難な高齢者の避難対策 津波避難で早期に避難所へ避難できない歩行困難者等についての対策を検討していただきたい。 高齢者が増加する傾向にあり、高齢者用手押し車等の使用や杖使用して日常生活している高齢者は多く、迅速な避難行動が困難であり、早期に避難にしても手助けがなければ困難である。 このため、車いすなどの購入助成（所得基準等による区分助成等）を検討し、家族や近隣者が介助することで早期・迅速な避難が容易になるのではないかと。 リヤカーの利用については現実の避難については、乗る者が限られることや介助する人数の問題がある。	津波避難については、避難場所までの距離、避難対象者及び避難路の状態などにより、様々な状況が想定されます。 実際、津波到達までの時間も限られており、地域の特性を考慮した支援方法の検討も必要になることから、歩行困難者等の避難対策については、自助・共助を基本に、今後、災害時要援護者避難支援プランを策定する中で具体的に検討していきます。

基本 目標	基本 方針	No.	意見の概要	市の考え方
地震・津波から命を守る	防災知識により命を守る	8	<p>職員研修の充実 研修、マニュアルづくりも大切であるが、職員による災害対策初動訓練を定期的実施しなければ、実際の災害時に機能しないことが予想される。 避難所運営体制の整備 マニュアルに基づく災害時の担当部局の職員と住民の間での訓練を実施することが必要と考える。</p>	<p>災害時に迅速かつ的確に行動するためには、平時からの訓練が重要であると認識しており、作成したマニュアルに基づき訓練を実施してまいります。 また、避難所運営については、平時から職員と施設管理者及び地域住民との顔の見える関係づくりのため避難所運営協議会を設けて運営協議及び訓練を行いたいと考えています。</p>
	素早い情報で命を守る	9	<p>情報収集・伝達体制の確立 防災情報収集・伝達の充実・多重化で、防災ラジオ等の導入検討があるが、具体的に市民に配布するのかどうか。 また、同報無線の特殊音（津波時）と設備見直しでは、同報無線の増設は検討していないと受け止められるので地域の実情に応じて検討して頂きたい。 屋外拡声子局の移設については、設置場所付近に高所がある場合、高所への移設、また、大勢の避難者が集まる学校等の避難所付近への移設も検討してもらいたい。</p>	<p>「防災ラジオ等の導入検討」については、重要な防災・緊急情報伝達システムの一つであり、導入に向け検討してまいります。また、「同報無線設備の増設」に関しては、近年の住宅の機密性の向上や気象状況により聞き取れないことがあるため、防災・緊急情報伝達システムを検討する上での参考とさせていただきます。</p>
地域の防災力で命を守る	地域で備える	10	<p>地域で備える 自主防災組織の結成促進、充実、活性化では、加入世帯に応じた経費の助成を考えているようであるが、市役所へ届出している自主防災組織には、現実に休眠状態の組織、自然解散した組織、世帯数の減少している組織、連絡協議会に未加入組織等があり、地域で把握するのが困難な場合もある。 従って、地区の連絡協議会の活動方針等（連絡協議会の活動が地域と一体となった訓練実施等）を考慮してもらいたい。</p>	<p>現在、市内の一部の地区に結成されている小学校校区単位以上で組織する自主防災組織連合会等の全地区での結成促進と活動を支援するため、平成25年度から、これらの組織を対象とした資機材整備、訓練・啓発活動、人材育成に対する補助制度として、自主防災組織充実・活性化事業を創設しております。 この補助制度の活用により、地区内の自主防災組織の加入世帯増加と活動の活性化が期待できるとともに、地区内の意思疎通が促進され、大規模災害時における近隣自主防災組織の連携・協力体制の強化や組織未加入世帯も含めた地域全体の防災力強化が図れるものと考えております。</p>

基本目標	基本方針	No.	意見の概要	市の考え方
地域の防災力で命を守る	地域で備える	11	<p>地域防災力の向上 市民防災指導員の育成と自主防災組織の防災リーダーの育成について、現在のリーダー研修参加者は、知識や実技を習得しても地域防災活動に携わっていない者が多い。(徳島県が行っている地域防災活動推進員も同じ傾向にある。) 従って、育成した者には、地域で活動できるような仕組みを講じなければ、人材育成しても効果があまり期待できないのではないか。(地域でも誰がリーダー研修を受けているのか把握できない。個人情報などで情報提供がなされない。)</p>	<p>市民防災指導員には、引き続き研修等でスキルアップを図り、居住区での防災リーダーとして活動できる場(地区の自主防災組織連合会等)を提供してまいります。 また、新たに創設しました自主防災組織充実・活性化事業により、自主防災組織のリーダーには、地域の防災活動及び市が実施する施策に協力いただくことを条件に、徳島県が開催する地域防災推進員養成研修に推薦するなど人材育成を行ってまいります。</p>
		12	<p>地方都市である徳島市では、ある程度のコミュニティが残されているとおもいますが、いざ被災したときコミュニティの大切さは復興の大きな要因となります。また、自助、共助、公助のうち、時代の変遷の中で共助の役割・機能が低下しています。共助の再生をどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>本市では、地域住民の対話と連帯によるコミュニティ活動を通じて、豊かで住みよいまちづくりを推進するため、「まちの主役」である市民の活動を支える拠点施設として、コミュニティセンターを26か所整備しております。 コミュニティセンターは、地域の課題は地域で解決していくなど、地域住民が主体的・自主的なコミュニティ活動に取り組んでいるコミュニティ協議会等により運営されており、地域活動の活性化を目的に効果的に利用されているところです。 本市といたしましては、地域で活発に活動されているコミュニティ協議会等の育成支援により、地域社会における連帯意識を醸成し、地域社会の共助の強化につなげていきたいと考えております。 また、災害時の共助としての自主防災組織については、現在、市内の一部の地区に結成されている小学校校区単位以上で組織する自主防災組織連合会等の全地区での結成促進と活動を支援するため、平成25年度から、これらの組織を対象とした資機材整備、訓練・啓発活動、人材育成に対する補助制度として、自主防災組織充実・活性化事業を創設しております。 この補助制度の活用により、地区内の自主防災組織の加入世帯増加と活動の活性化が期待できるとともに、地区内の意思疎通が促進され、大規模災害時における近隣自主防災組織の連携・協力体制の強化や組織未加入世帯も含めた地域全体の防災力強化が図れるものと考えております。</p>

基本目標	基本方針	No.	意見の概要	市の考え方
地域の防災力で命を守る	地域で備える	13	<p>消防団の充実強化</p> <p>消防団初動体制の確立では、津波到達までの水門閉鎖、陸閘閉鎖問題についても検討し、市民の理解を求めることが必要である。（徳島県が、津波発生時の水門・陸閘閉鎖の操作指針を示し公表している。）</p>	<p>消防団員に多くの犠牲を出した東日本大震災の教訓を踏まえて、昨年6月に徳島市消防団地震・津波発生時の行動基準を策定いたしました。</p> <p>この行動基準では、活動時の基本方針を定め、消防団員の水門等の閉鎖活動については、自己の安全確保、家族・同僚等の安全確保を最優先とすることを原則としておりますので、市民を対象とした防災指導や各種防災訓練等の機会を捉え、今後も積極的に理解を求めてまいります。</p>
迅速な応急対策と早期復旧の実施	災害発生後の生活を支援する	14	<p>災害・救急医療体制の充実強化</p> <p>避難所における医療保健衛生等について、具体的な計画がないがどのように考えているのか。</p> <p>避難直後は、けが人や体調不良者が大勢避難所に避難してくることが当然予想される。</p> <p>災害対策本部の医療・保健部局が各避難所に直ちに参集し応急救護所を設置することは困難と思われる中、避難者の医療、健康管理はどのようにするのか。</p> <p>地元の医師による協力が不可欠と思われるが、その連携や医師会との連携はどうするのか。発災直後の健康管理（負傷者の治療や感染症予防等）は非常に重要である。</p>	<p>本計画においては、「災害救急医療体制等の充実強化」の中で、「災害発生時における負傷者に対する迅速な応急医療を確保するため応急救護所の整備を行なう」「被災者の健康管理を実施するためのマニュアルを策定する」としております。</p> <p>災害発生時に、徳島市医師会及び徳島西医師会の協力を得て、応急救護所を適切に運営するための開設・運営マニュアルを策定するとともに、避難者を始めとする被災者に対して、保健活動等が、適正に実施できるようマニュアルを策定いたします。</p>
		15	<p>被災後、お年寄り、障がい者の方をはじめとした震災弱者の方々への支援（マイノリティ支援）はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>被災者が避難所（体育館など）へ避難してきた場合は、避難者全員から世帯の状況などをお聞きし、高齢者、障害者がいる世帯においても十分考慮した上で、世帯単位の配置を決定します。その後、避難所生活を続けることが困難であると判断された高齢者、障害者には、市内にある福祉避難所（福祉施設）から適切な避難所を開設し、支障なく生活できるように配慮します。</p> <p>また、在宅で生活される高齢者、障害者について、在宅での生活が困難と思われる場合は、避難所及び福祉避難所での避難を促してまいります。</p>

基本 目標	基本 方針	No.	意見の概要	市の考え方
迅速な 応急対策と 早期復旧の 実施	災害発生後の生活を支援する	16	<p>ハード面での計画以外に、ソフト面の計画はないのでしょうか。</p> <p>特に、目には見えないのですが心のケアをはじめとしソフト面での対策が必要と思います。</p>	<p>本計画においては、「災害救急医療体制等の充実強化」の中で、「被災者の健康管理を実施するためのマニュアルを策定する」としており、災害発生時に、避難者を始めとする被災者に対して、「心のケア」を含む保健活動等が、適正かつ迅速に実施できるようマニュアルを策定いたします。</p>
その他		17	<p>液状化対策について</p> <p>徳島市の東部は、吉野川河口に近く、地盤が軟弱な地域が多い。地震が発生すると、住宅地が液状化し、甚大な被害が予想されるので、その対策等（地域の調査・研究を含む）を是非、計画に盛り込んでもらいたい。</p>	<p>平成17年3月に徳島県が公表した地震動被害想定調査結果では、本市の沿岸部を中心に広い地域で液状化の危険度が高いと予測されたため、これまでも本市が作成した防災マップに掲載し周知に努めているところです。</p> <p>今後も、引き続き液状化の危険度の周知に努めるとともに、国、県の液状化対策等を注視していきたいと考えています。</p>
		18	<p>他府県ならびに市町村との連携は視野に入れられているのでしょうか。想定外の規模の南海地震に遭遇した場合、連携は必至となります。</p>	<p>大規模災害時における防災対策、特に応急対策の一層の充実・強化を図るためには、他市町村との連携は必要不可欠であると認識しています。</p> <p>このため、本市では他市町村との間の災害時相互応援協定の締結を進めており、現在、県外では秋田市や鳥取市をはじめ13市と、県内では全ての市町村と協定を締結しています。</p>

基本 目標	基本 方針	No.	意見の概要	市の考え方
その他		19	<p>地震・津波火災対策計画の追加 阪神・淡路大震災・東日本大震災で同時多発、大規模火災が発生し、避難行動や消防・救助活動等にも大きな影響がでている。 地震・津波発生後は避難行動等で火災発生時の消火などは困難な場合が予想されるが、日常の火災予防対策を講じることにより、火災発生件数も減らすこともできる。 従って、市民、事業所に対する火災対策を計画に追加したらどうか。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気器具からの出火防止のための感震ブレーカーの設置、安全な電気設備・器具、火気使用設備・器具の使用などの啓発 ・最近の太陽光発電システムの設置建築物が増えているが、商用電源が停電しても発電を続ける可能性があるのではないか。浸水等により当該電気設備等の火災安全対策はどうか。 ・初期消火のための消火器等の設置や取扱い訓練の習熟により初期消火技術の向上を図る。 	<p>御意見のとおり、地震時における同時多発火災を減じるには、市民や事業所等の皆様の備えが必要であります。今後とも防災指導や各種防災訓練など、あらゆる機会を通じて、出火防止対策及び初期消火の啓発活動に努めてまいります。</p>